○議長(吉井健二) 休憩を解いて会議を続けます。

お知らせいたします。

櫻井議員より、会議規則第145条に基づき、質疑に先立ち資料を配付したい旨の申し出がありましたので、議長においてこれを許可し、お手元に配付いたしておりますので御了承願います。

それでは、22番、櫻井 周議員の発言を許します。――――櫻井議員。

〇22番(櫻井 周)(登壇) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、議案第94号から第100号を一括して、一般職の職員の給与改正についてお尋ねいたします。

先月、大阪のダブル選挙行われました。結果は、橋下徹氏の圧勝でした。この橋下氏の人気の理由の一つとして、大阪府知事時代に給与を大幅カットということをやったというのもあるのかなというふうに思っております。この給与カットなんですけども、この経緯はマスコミにもかなり報道されたと。市民の皆様の中に置かれましては、地方自治体の職員給料というのは一般的に高いというふうな印象を持たれてる方も多いように感じております。伊丹市の場合はどうだろうかというふうに私も疑問をもちまして、今回自分なりに調べてまいりました。

その1つ目が、お手元に配付しております資料でございます。これは総務省のホームページに載っておるものでございますが、総務省資料ラスパイレス指数平成22年度というものでございます。

これを見ますと、左側中ほどに、兵庫県伊丹市というのが載っておりまして、国の職員給料を100とした場合の指数でございますけれども、伊丹市の場合は103.3ということで、中核市を除く一般市、1691団体中15位ということで非常に高いということで、これだけ見ますと伊丹市の給料すごく高いのかなというふうにも思います。

一方で、「週刊ダイヤモンド」という週刊誌あって、これ10月15日号なんですけれども、このときに「おいしい公務員」という特集がございまして、その副題として「増税論議の裏で温存される"甘い体質"」というふうに書いてあります。これによりますと、これは後ろで該当ページをコピーして配付させていただいておりますけれども、右下のほうに伊丹市というのがありまして、この給与月額43万5746円というふうになっております。これは、この阪神間7市で比較いたしますと最低です。

こうしてみますと、伊丹市の職員の給料というのは低いと、随分低いなというふうにも思います。

そこで、ちょっと私わからなくなってしまいましたので率直にお伺いいたします。

伊丹市の職員の給与水準は国家公務員や他の地方自治体と比較して高いのでしょうか、低いのでしょうか。また、ラスパイレス指数が高いことで、国や県から指導を受けることがあるのでしょうか。さらに、ラスパイレス指数が高いことで交付税の算出の際に不利になることはあるのでしょうか。

次に、職員のモラールについてちょっとお伺いいたします。

これも本屋で平積みされている最近売れている本なんですけれども、「人事部は見ている。」という本でございます。この中にこんな一節がございました。昔は大学卒業後は7年目の係長登用試験は、同期の全員が受けたものだった。ところが、最近は優秀であってもチャレンジしない職員が少なくない。昇進しても賃金はそれほど変わらないのに、責任は重くなり、市会議員や住民との対応でも気苦労が多いから職員が試験を受けないというものが記載がございました。

そこでお尋ねいたします。この本で指摘されてるような士気の低下は伊丹市役所で生じているのでしょうか。もし生じているとすれば、今回の給与改定でそれは解消できるのでしょうかお尋ねいたします。

次に、議案第77号、伊丹市一般会計補正予算(第4号)のうち、教育費、高等学校費、 高等学校総務費のうち、定時制高等学校統合事業費についてお伺いいたします。

この定時制高校の統合に関する質問は一般質問、それから議案質疑においてもるるされていました。これらの答弁を踏まえて質疑をさせていただきますので、答弁においては重複なきようお願いいたします。

本日は、全定分離の政策的効果、それから県と市の役割分担、財政論の3つの観点で質問いたします。

まず、全定分離の政策的効果ということでございますけれども、そもそも教育はだれのためかというふうにいったときに、これはもちろん生徒のためだと思います。生徒は第一ということで考えてみたいと思います。

そこで、改めてお伺いいたします。

全定分離は悲願というふうにこれまで説明を受けてまいりましたけれども、全日制と定時 制のそれぞれの生徒にとって、全定分離のメリット、デメリットは何でしょうか。

また、生徒にとってのメリット、デメリットについて生徒に意見を聞いたことがあるので しょうか。アンケートなどをとったことがあるんでしょうか。

また、今回、3億6000万円をかけて全定分離をしたとして、行基町に残る市立伊丹高校全日制はどのようなすばらしい高校になるのでしょうか。全定分離後の市立伊丹高校の姿について具体的にお聞かせください。

次に、県と市の役割分担という観点から御質問します。

そもそも高校教育は兵庫県の仕事でございます。これは、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の4条において、都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないと、このようにされております。

また、昨日、上原議員より指摘のありました学校教育法でございますが、5条において、学校設置者が経費を負担すると、県立高校は県が設置するというんであれば県が経費を負担するということが学校教育法5条に書かれているとおりでございますし、また、地方財政法におきましては、28条の2に、県が市に対して強い立場を持っておりますけれども、そういった立場を利用して市をいじめてはならないというような趣旨の条文がございます。

したがいまして、これらの法解釈といいますか、法の趣旨に基づけば、今まで市高の県立

高校への統合について、市が県にお願いしてきたという説明を受けてまいりましたけれども、 そもそもお願いをするような性質のものではないというふうにも思います。また、国は県の 所掌であり、市があんまり出しゃばるといいますか、頑張ってする部分でもないのかなと、 やはり県と市の役割分担というのをしっかりと考えた上で、市が県立高校の運営費を負担す る必要はないというふうに考えます。

ちなみに、過日の新聞報道によりますと、大阪市では特別支援学級を府に移管すると。新しい大阪市長が就任前から頑張っていろいろ打ち上げていらっしゃるようで、その際に、交付税についてどうなるか、国からの地方に流れてくるお金がどうなるかということなんですけれども、市が設置に関して受けている交付税は大阪府に積んでもらうというふうに言っていると。次期大阪市長は、引き続き国に負担を求めたということでございます。もちろんこれは実現するかどうかはわかりません。しかし、心意気としてすばらしいなというふうに感銘を受けた次第でございます。市に負担を求める兵庫県とは大違いだなというふうに思った次第です。

そこで、御提案いたします。

県立阪神昆陽高校が開校した後に、市立定時制の募集を停止すればどうでしょうか。そうすると、県は高校標準法4条に基づき、定時制高校の廃止を改めて検討して、必要な定員を確保しなければなりません。よって、市が3億6000万円を県に支払わなくても全定分離を行えると考えますがいかがでしょうか。

そもそも、県も県立阪神昆陽高校に係る経費について、国から交付税を受けることになります。兵庫県は、国から交付税とするか、自主財源でやりくりするというのが大原則でございます。

今回、伊丹市が負担するという話でございますけれども、県立高校に係る運営経費から国からもらう交付税を差し引いた分を負担すると。一部を負担するという説明でございますが、1クラス当たり157万6000円程度かかるというふうに計算されておりますけれども、これを150万円値切ったと、端数を切り捨てただけで大部分を負担してる。市の説明では一部負担と言ってますけれども、これは世間的に常識的に言えば、大部分を負担ということでございます。これでは丸のみになっていて全く交渉になっていないというふうにも思います。百歩譲って伊丹市が運営経費を負担するとしても、県と市の対等な関係にかんがみ、または別の言い方をすれば、生徒は伊丹市民でもありますけれども、兵庫県民でもあります。この差額の3億6000万円を、むしろ折半して1億8000万円の負担とするのが妥当ではないでしょうか。

また、定時制高校、市高の定時制の生徒を見ますと、実は伊丹市民は6割です。尼崎市民が3割、そのほか川西、宝塚市民合わせて1割程度、この点からも、伊丹市が全額負担するというのは不適当だというふうに考えます。

さらに、伊丹市が県立高校の経費を支払うとして、伊丹市の生徒の分、6割負担で十分、 先ほど折半したらどうかと申し上げましたけれども、1億800万円の6割で1億800 万円が妥当というふうに考えますが、いかがでしょうか。そもそも、なぜ伊丹市が尼崎市民 の分まで負担しなければならないんでしょうか。 それから、過日の報道によりますと、大阪では、大阪市立高校は府に全面移管するという ふうに言っております。大阪では、高校は大阪府がやる、小・中学校は大阪市がやる、まあ 大阪市ないしはその他の市がやるという役割分担で整理をしようとしてるというふうに思 います。これは、いわゆる都道府県と市町村の役割分担という意味からして、大変すばらし いものだというふうに思います。

大阪市長の政治力で、もしかしたら国の制度が今後変わっていく可能性もあろうかと思います。そうしますと、先ほど来申し上げている伊丹市が県立高校の経費を負担するとしましても、国の制度変更の可能性もありますし、そもそも道州制などの議論も踏まえれば、20年後に都道府県という枠組みが残っているかどうかもわかりません。したがいまして、今20年分を一括で払うということは得策でないように思いますが、いかがでしょうか。

最後に、3点目、財政論のことを質問いたします。

教育を財政論で語るのはいかがなものかというふうな御意見もあろうかと思います。しかし、先日、一般質問におきまして、川上議員から、学校は教師用指導書など消耗品費にも事を欠くということで非常に厳しい状況です。また、午前中にも議論のありました発達支援センターの設置場所ということも、これも宙に浮いた状態でございます。そうした中で3億600万円の財源が支出されるということで、これはしっかり見なきゃいけないなと、このように思うわけです。

これは教育長にお尋ねいたします。

教育委員会にもし3億6000万円という自由に使える財源があるとして、これを伊丹の 教育を向上させると、そのために使うというふうになったときにどのようなお金の使い方を されるでしょうか。これを全定分離に全額使うのが伊丹の教育にとって最善なんでしょうか。 これまで、長きにわたって教育に打ち込んでこられた教育長の良識に基づいてお答えをお願 いいたします。

また、そもそも伊丹市の財政にとって市立高校は負担になってきたのかというふうに見ますと、全日制、定時制、これは合計の金額でございますけれども、経費として支出されている金額は6億1000万円です。基準財政需要額をベースにして計算される交付税の額は、これは6億2000万円です。昨年度について言えば、約1000万円ほどむしろ財政に貢献していると、これは昨年度の話でございますので、年によって変わるところもあるかとは思いますけれども、おおむね収支がとんとんということで、伊丹市にとって大きな財政負担となっているというわけではございません。特に定時制高校については、昨年度については事務費削減など、全日制よりももっともっと大きな努力をしてきているというふうにも聞いております。

これまで伊丹市は、なるべく国の補助金を活用するという考え方をとってきました。実際、 今回の補正予算でも緊急防災・減災対策債を活用するという提案もなされております。今回 の3億6000万円は基準財政需要額の算定基準にあるんでしょうか。または、国からの補 助対象になるんでしょうか。

また、一方で、公共施設マネジメントの観点からもちょっとお伺いいたします。 すなわち、昼も夜も校舎を活用する現在の市立高校は、施設を有効活用しているという観

## 2011年12月定例会·本会議(議案質疑)

点からすれば、これはすばらしく有効活用をしているというふうに考えられますけれども、 当局の考え方をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

〇議長(吉井健二) 佐藤教育長。

〇番外(教育長佐藤由紀子)(登壇) 私から、定時制高等学校統合事業費についての御質問のうち、3億6000万円の使い方についてお答えさせていただきます。

これまで御答弁申し上げておりますとおり、市立高校の全定分離については、市立高校の 充実を図る上でも、また本市の重要な施策として、昭和60年から幾度となく検討してまい りました。全定分離が実現すれば、定時制においては、伊丹市立高等学校が平成24年度開 校予定の兵庫県立阪神昆陽高等学校に統合されること、つまり、設置者が本市ではなく兵庫 県となりますが、これまで夜間しかなかった定時制課程が午前、午後、夜間と3部の定時制 課程を設置することとなり、その高校に伊丹市立高等学校の学級数相当分を確保していただ いていることから、本市で行ってきた定時制教育を継続できることはもとより、より一層の 充実につながることは間違いないものと考えております。

また、市立伊丹高等学校全日制の特色化、活性化がより一層図れることとなります。

社会の変化が激しく、教育課題の山積する今日、教育長としての私の役割は、どのような時代にあっても伊丹の子供たちが生きる力を確実にはぐくみ、未来を切り開くたくましい人材として活躍することができるよう、本市の過去あるいは現在を踏まえながら、将来を見据え、時宜にかなった施策に必要な予算措置をいただき、精力的に取り組んでいくことだと考えておりますので、今回の統合につきましては、時宜を得た必要な施策と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〇議長(吉井健二) 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。

〇番外(教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政)(登壇) 私からは、議案第77号のうち、定時制高等学校統合事業費についての数点の御質問にお答えをいたします。

まず、全定分離の全日制と定時制のメリット、デメリットについてですが、全定分離が実現した後、全日制につきましては定時制との時間の制約がなくなることにより、下校時刻を繰り下げ、部活動の時間を拡大し、活動内容のより一層の充実を図ることができます。また、放課後に完全下校時刻までの間、定時制がこれまで専用で使用していた施設を活用し、生徒用自習室などを設け、生徒個々の習熟度に応じた個別指導を徹底することができるなど、学習意欲のさらなる向上、学力の伸長につなげるための学習活動も可能になります。

定時制につきましては、平成24年度に開校予定の県立阪神昆陽高等学校の敷地内に移転した後は、運動場や特別教室等、一部の施設においては県立と共用ですが、今まで全日制と併用していたホームルームが定時制の生徒の専用教室になるとともに、これまでになかった生徒指導室、進路指導室、カウンセリングルームなどが新たに設置され、生徒にとってより充実した教育環境が整うことになります。

ホームルームというものは、生徒にとって学校生活の基盤となる場所です。そのホームルームが定時制の生徒の専用となることで、早く登校して専用となった自分のホームルームで学習できたり、あるいは、行事の際も柔軟な活用ができるなど、より落ちついた環境で教育

活動ができるものと考えております。また、設置者の異なる学校同士ではありますが、県立高校の3部の生徒と伊丹市立高校の生徒が、学校行事や部活動など、合同での教育活動を通じてお互いのさまざまな思いを通わせながら、互いに切磋琢磨していくことが期待できるものと考え、県立阪神昆陽高等学校の開校と同時期に移転することとしたわけでございます。

県立阪神昆陽高等学校は、多部制単位制高校でありまして、昨日も申し上げましたけれども、生徒の多様なニーズ、生活スタイルに柔軟に対応できる、そのような定時制教育が今後、本市において展開されることになります。また、現在の伊丹市立高校は、学年制であるため、単位未取得科目があり、原級留置となった場合、原則として取得済み単位の教科も含め、その学年のすべての教科を再履修しなければなりませんが、県立阪神昆陽高等学校は単位制であるので、取得済み単位は有効で単位未取得科目のみを再履修すればよくなります。ただ、移転することによって、一部の生徒においては登下校に要する通学時間が増加し、就労への影響、あるいは授業に間に合わないことへの不安等の課題が現在残っておりますが、学校と教育委員会で連携しながらできる限り速やかな解決を図り、4月からの学習に支障が出ないようにしてまいりたいと考えております。

全定分離につきましては、本市の解決すべき課題として、これまで長年にわたって取り組んできた歴史的経緯がございます。その積み重ねが今回の実現になったものであります。

次に、生徒に意見を聞いたことがあるのかについてでございますが、全定分離への取り組みは、先ほど来申し上げておりますように、昭和60年の全定分離促進委員会に始まり、伊丹市後期中等教育等懇話会、全定分離検討委員会、学校教育審議会等、長年にわたる検討、協議を行ってきた歴史的経緯の積み重ねにより今日に至っている経緯があり、御質問の生徒からの直接の意見というものは聞いておりませんが、このたびの伊丹市立高校の移転では、在校生への配慮も必要なことから、生徒の思いも考慮すべきとの認識のもと、学校教育審議会やパブリックコメントでの意見なども踏まえ、スクールバスの運行、市バスの路線新設による通学の利便性の確保等、移転後の円滑な学校運営に向け、県教育委員会及び関係部局と調整しているところです。

次に、全定分離後、市立伊丹高校全日制はどのようなすばらしい高校になるのかという御質問ですが、市立伊丹高校は、今年度、普通科14学級、普通科グローバルコミュニケーションコース3学級、商業科3学級の計20学級を設置しております。伊丹学区では、全日制普通科の入学者選抜におきまして、平成21年度入試から、従前の総合選抜制度にかわり複数志願選抜制度が導入されております。市立伊丹高校で学びたいという第1志望の生徒が商業科、グローバルコミュニケーションコースについては100%、普通科では90%以上が入学しております。

そのような状況にあって、全定分離によって、先ほど申し上げましたように、下校時刻の繰り下げが可能となることや、活動場所の制約が緩和されることから、現在の授業時間帯を見直し、授業内容のより一層の充実を図ること、部活動の活動時間が十分に持てることによる活動内容の充実、放課後学習等、教育活動の充実が可能となります。特に、みずからの将来に高い志を持ち、強い学習意欲を持ち、学力の伸長に真摯に取り組む姿勢を持つ生徒、塾などに頼らず、学校の教師のきめ細かな指導に期待して学習に取り組みたいと熱望している

生徒のために、そのような環境整備も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

ハード面では、定時制の専用施設を活用し、放課後も個別指導、あるいは自学自習を学校に求める生徒に対応できるような教室、カウンセリングルームの設置、国語、数学などの教科準備室の移設、生徒会室や部室の移設、選択教室の増設などが可能となります。また、現在使用しているホームルームにつきましては、全日制生徒の専用教室となりますので、学校生活の基盤が安定し、学習環境がより充実されるものと期待しております。限られた財源の中で必要不可欠な整備を進めるとともに、市教育委員会からの助言や学校の教職員の知恵を結集しながら、生徒にとって魅力ある学校づくりに取り組んでいくこととしております。

次に、県立阪神昆陽高等学校が開校した後、伊丹市立高校の募集停止をすれば、県は公立 高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条に基づき、阪神地域での定 時制高校の配置を改めて検討して、必要な定員を確保しなければならなくなるのではないか との御質問ですが、伊丹市立高校を統合しないこととした場合、平成24年度開校予定の県 立阪神昆陽高等学校の学級規模は再編対象である川西高校と同宝塚良元校の学級数規模相 当になります。仮に、県立高校設置後に伊丹市立高校を募集停止しようとしても、募集停止 して閉校しても広域的に他の定時制高校の定員の増加で対応することとなり、県立阪神昆陽 高等学校で伊丹市立高校のクラス数を確保することは見込めない状況であります。そうすれ ば、本市念願の全定分離は、単なる定時制の廃校となり、発展的統合ではなくなります。

次に、負担金については、県と市で同額を負担すべきとのことですが、そもそも市が負担する維持運営費相当分は、伊丹市立高校を県立阪神昆陽高等学校に統合していただくに当たり、県立高校2校の再編により設置される4クラス分に加えて、市の要望に基づいて、伊丹市立高校の1学年3クラス分を特別に増設することで、県に新たな負担が生じることにより、その一部を市が負担をしようとするものです。

伊丹市は、市の生徒の分として 6 割を負担し、他市も応分の負担をすべきとのことについてですが、定時制高校につきましては、通学区域が特定されないこととなっており、県立、市立を問わず、どの定時制高校も他市から通学する生徒を含めた公教育を展開するなど、社会的な使命を担っております。また、伊丹市立高校は、時代の要請にこたえるべく、本市の後期中等教育の充実のために、本市独自の高等学校として設置したものです。そのような制度、経緯を踏まえ、伊丹市立高校を県立高校に特別に統合するために必要な費用として、県と協議の上、伊丹市が負担するものであります。もとより、現在の定時制においても他市の負担は求めておりません。

次に、議員からの国の制度改正や都道府県という枠組みが20年後に残っている保障はないとの御質問についてでございますが、県立阪神昆陽高等学校につきましては、兵庫県における県立高等学校教育改革第2次実施計画に基づき設置されるものであり、高等学校教育は、万一、国の制度や枠組みが変わったからといって必要なくなるものとは考えておりません。次に、3億6000万円は基準財政需要額の算定基準にあるのか、国の補助対象になるのかでありますが、これにつきましては、いずれにも該当するものではございません。

最後に、公共マネジメントの観点からという御質問ですが、単に施設の有効活用という観点だけから見れば、議員のおっしゃるとおり、すばらしい活用方法だと言うことはできるか

もしれません。しかし、先ほど来申し上げておりますとおり、これまで何度となく全定分離の検討をしてまいりましたのは、現在のままでは時間的、場所的な制約があること、全日制、定時制、互いに充実した教育活動を進めていきたいということでありまして、全定分離により教育活動、教育環境、教育内容の充実を図ることにより、生徒にとってより充実した教育につながるものと認識しております。また、全日制は単独の設置となり、市立伊丹高校ならではの特色ある教育を推進することができるようになります。定時制については、県立と併設することになりますが、学校生活の基盤となるホームルームが専用教室になるなど、より落ちついた環境で教育活動ができるものであり、統合後は、多様なニーズに対応した多部制単位制高校の教育活動が本市で展開されるものと考えております。

市教育委員会としましては、定時制の移転等に係るさまざまな課題について、伊丹市立高校、関係部局との連携のもと、引き続きその解決に向けて取り組み、移転後は、これまで以上の教育活動を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(吉井健二) 阪上総務部長。

〇番外(総務部長阪上昭次)(登壇) 私から、議案第94号から議案第100号まで、一般職の職員の給与改正に関する御質問にお答えいたします。

初めに、伊丹市の一般職員の給与水準についての御質問でありますが、伊丹市と国家公務員との給与水準の比較につきましては、全国市長会が作成しております平成23年4月の種目別比較給与の内訳では、国家公務員行政職俸給法(一)適用者の平均俸給月額32万7205円に対し、伊丹市の行政職給料表適用者の平均給料月額は32万616円であり、給料月額では国と比較いたしますと、約2%低い状況であります。さらに、地域手当、扶養手当を含めた月収区分におきましては、国の平均支給額37万3456円に対し、伊丹市は35万2737円であり、約5.5%低い状況であります。また、近隣市との比較におきましても、平均年齢は阪神6市の42.6歳に比べ、本市は40.9歳と若く、また、地域手当の支給割合が阪神間最低の6%であることなどから、阪神6市の平均月収38万1381円に対し、約7.5%低い状況であります。

次に、ラスパイレス指数に関する国、県の指導、交付税への影響についての御質問でありますが、まず、ラスパイレス指数に関する国、県の指導についてでありますが、兵庫県におきましては、毎年県下の市町に対し、給与、定員、勤務条件など、全般的な給与水準等に係る助言を行っており、ラスパイレス指数につきましては、この助言項目の一つとなっているところであります。その内容は、本市のラスパイレス指数につきまして、昨年と比較した変動要因、今後の推移の見込み、原状の評価、今後の取り組みなどの分析、情報共有を図るものとなっております。

本市のラスパイレス指数が100を超える要因といたしましては、昭和50年度から56年度までの7年間にわたる一般行政職員の採用停止による特異な年齢構成、並びに高校卒、大学卒などの学歴区分によらない能力と実績に基づく昇任管理による影響などを受け、特定の階層で比較対象者数が多い国とは乖離する本市の特徴につきまして説明しているところであります。具体的には、国と比較し採用数が少なく構成比も少ない高校卒区分の職員が昇

任により管理職となった場合、国の同じ階層の1万数千人分の平均給与額を上回ることがラスパイレス指数を上げる主な要因の一つとなっているところであります。

次に、ラスパイレス指数が高いことが交付税の算出の際に影響があるのかとの御質問でありますが、普通交付税の算定は御承知のように、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものであります。この基準財政需要額には、標準的な人件費、行政経費が算入されており、結論的には、人件費総枠とラスパイレス指数の双方が高い自治体につきましては、人件費が行政施策に活用し得る財源を圧縮することとなりますが、人件費総枠が抑制され、ラスパイレス指数だけが高い場合につきましては、直接影響を与えるものではないと認識しているところであります。

このラスパイレス指数の給与水準としてのとらえ方についてでありますが、この算出方法を簡単に申し上げますと、職員に支給する給与のうち、諸手当や期末勤勉手当を除いた給料のみにつきまして、地方公共団体の一般行政職員を学歴別、経験年数別の職員構成区分に分類し、その平均給料月額を求め、職員構成区分ごとに国家公務員の給料月額を100として比較し、合算した指数でありまして、職員の月収の水準や本来の人件費総額の割合を比較し示すものではありません。ちなみに、ラスパイレス指数を算出する給料月額につきましては、各種手当を含まないものとなっておりますが、平成19年度の給与制度改革により、給料の一部が地域手当に移行したことを考慮し、この地域手当を含めた給与でラスパイレス指数を算出いたしますと、平成22年度では103.3ポイントの指数が国より約4ポイント下がり99.3ポイントとなり、国を下回る水準であります。

こうしたことから、ラスパイレス指数だけでは正確な給与水準を示しにくいと考えている ところでありまして、この地域手当を考慮した指数や人件費総額も含め、広報伊丹やホーム ページで市民の皆様に情報提供しているところであります。

次に、管理職試験に関する御質問についてでありますが、本市では、管理職への登用につきましては2つの昇任試験を基本としております。

まず1つ目は、主査級に昇任する資格試験といたしまして、昭和39年から継続して実施しており、経験年数が大卒で7年、高卒で11年に達する職員を対象として実施しております。受験者数の推移につきましては、ここ5年間はおおむね20人前後となっており、新規受験対象者の受験率につきましては、一般の事務、技術職では、例年8割を超える非常に高い受験率であり、今年度は25人が受験し15人が合格いたしております。

2つ目は、副主幹昇任選考試験で、昭和54年から実施しております。受験資格は平成16年度から主査級の経験年数期間を3年短縮し5年としております。過去3年間の推移を見ますと、平成20年度は受験者数が26人で合格者は18人、21年度は受験者数が21人で合格者は15人、22年度は受験者数が22人で合格者が16人となっております。

今後は、平成元年以降に一定数採用した職員が継続して対象となることから、受験者数も ふえてくるのではないかと推測しており、議員御指摘の、文献による管理職試験を回避する 士気の低下につきましては、本市ではその傾向が少ないものと考えております。

こうした昇任試験につきましては、職員の自己申告とあわせ、これまで取り組んできた職務や成果、また昇任した場合の抱負など、職員のやる気と能力、適正を客観的、総合的に判

断しようとするものであり、引き続き能力と実績に基づく昇任管理を行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

- 〇議長(吉井健二) 櫻井議員。
- 〇22番(櫻井 周)(登壇) では、2回目の質問、要望等をさせていただきます。 まず、一般職の職員の給与改正について、こちらは要望のみいたします。

ただいま御説明いただいたとおりで、能力主義で人事を行った結果、高校卒、大学卒の学歴にとらわれずに課長や部長に昇進されると、その結果として、ラスパイレス指数が高くなったということも御説明にありました。交付税で不利な扱いを受けるわけではないのでしたら、ぜひ気にすることなく、今後も能力主義の人事をやっていただきたいなというふうに思います。

このラスパイレス指数、ただいま御説明いただきましたけども、そもそも少数精鋭でやる、つまり少ない人数で給料のちょっと高目の人を集めて自治体の運営をするということになると、ラスパイレス指数は高くなります。でも、この場合であっても、給与総額としては少なくなるかもしれないと。一方、人海戦術、つまり給料の安い人をたくさん集めてやると、こうするとラスパイレス指数は低くなります。どちらの方法を採用するか、これは自治体が決めるべき事項だというふうに思います。国や県があれこれ口を挟むようなものではないというふうにも思います。

市民の皆様にとって大事なのは、行政サービスに対する費用対効果としての人件費だろうというふうに思います。人件費総額が重要なポイントだというふうに思いますし、給与に見合う仕事をちゃんとしているのか、給料以上の仕事をしているのかということが大切なポイントだというふうに思います。この点、御留意いただきまして、今後ともぜひ職務に励んでいただきたいというふうに思います。もちろんこれは市の職員の皆様だけでなく、我々市会議員も同様に問われなければならない点だというふうに思いますので、この点も私自身しっかりと肝に銘じたいというふうに思います。

次に、定時制高校統廃合の事業費について、これはちょっと時間があれば質問もさせていただきたいと思います。

まず、政策的効果についてでございます。生徒が第一というふうに私申し上げましたけれ ども、先ほどの御答弁の中では、生徒に直接お話を聞いたことはないというお話でございま した。

市長は常々、現場主義ということをおっしゃっていらっしゃいます。市長部局は現場主義ということをされているのかもしれませんが、教育委員会においては、この点、現場主義というのが足りなかったんではないかというふうにも思います。学校長を通じていろいろ話を聞いてるんだ、教員を通じていろいろ話を聞いてるいうことなのかもしれませんけれども、これはあくまで伝聞証拠といいますか、伝言ゲームの話でございますから、やはりじかに行って、それでじかに話を聞く、これがまさに現場主義であって、こうしたことをせずに、本当にどうなのかということをされたというのは、ちょっと非常に遺憾でございます。

また、昨年、生徒たちが署名運動をして、それを受け取らなかったという話も聞いております。また、これは新聞報道にもされておるところでございますけれども、これもある意味、

信じがたいと。高校生であっても請願権というのは憲法に保障された人権でございますから、しっかりとそうしたものは受け取るべきだったのではなかろうかというふうにも思います。また、私自身は、こういったこの定時制統合の話がありましたので、市高の卒業生、それから、今、市高に通っている生徒の方に直接お話を聞きました。実際、専用教室っていうことを盛んにメリットとしておっしゃっている。それから下校時刻、これは多分5時半のことだと思うんですけれども、5時半に帰らされるということについての不便があるというお話でしたが、確かにそういう不便があるということを部活をやってる生徒などはちょっと言っておりましたけれども、ただ、外で活動してる生徒は6時ぐらいまでやっているということなので、普通の定時制を併設していない全日制の学校とそんなに大きく違わないのではないかと。

私なんかも別の高校に通っておりましたけれども、部活動などで必要があるということであれば朝練、朝7時とか7時半ぐらいから練習をするというようなこともやっておりましたから、そうしたことから考えれば、本当にどの程度の費用対効果があるのかなという気はいたします。もちろん広々と学校施設を使えるということは、それは一つ大きなメリットであろうかと思いますけれども、本当に費用対効果というところで3億6000万円、先ほど申し上げたように、発達支援センターとか、いろんなことが先送りされてる現状において、その効果があるのかというのがちょっと疑問なところでございます。

また、費用面におきましても、100歩譲って支払うとして、値下げ交渉が適切にできた のかというお話を疑問をちょっと質問させていただきました。

実は、県議会議員を通じて、県の教育委員会のほうでどういうふうに対応してきたのかということもちょっと聞いてみました。これは県の教育委員会を通じて、県議会議員を通じて聞いた話ですので、どこまで正確かというのは確かにありますけれども、その伝聞証拠として聞いた範囲では、伊丹市側が3億6000万円を提示してきて、県が了承したと。その過程において、大した交渉をしているわけではないというのが県の認識のようであったようです。関西弁で言うところのもっと勉強せんかいなというところかなというふうに思っております。

あと、支払い時期についてでございますが、これもまた県議会議員を通じて県教育委員会にちょっと聞いてもらったところではあるんですけれども、別に急いでいるわけでもなさそうだと、予算に計上するのは平成24年度かなというような話も聞いております。そうすると、今回、急に提案され、議員の多くは3億600万円、寝耳に水というような形であったかと思いますけれども、別に12月の定例会において慌てて採決しなくても、3月の定例会でも、もう少し時間をかけてじっくりと中身を検討した上で議論しても間に合うのではなかろうかというふうにも思います。

そこで、再度質問させていただきますけれども、この3億6000万円、急な話でしたので熟慮期間を設けた後に、3月定例会で再度審議してはどうかというふうにも思いますけれども、もちろんその前に、あすの総務政策常任委員会でもしっかりと御議論いただくというのももちろんですけれども、もう少し熟慮期間を設けてはどうかというふうに思うんですけれども、3月の定例会での審議でも間に合うのではないでしょうか、この1点、ちょっと御

## 2011年12月定例会·本会議(議案質疑)

回答お願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

- 〇議長(吉井健二) 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。
- 〇番外(教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政)(登壇) 再度の御質問にお答えをいた します。

3月議会での提案でも間に合うのではないかというような御提案、御意見だと思いますけれども、昨日答弁申し上げましたとおり、これまで、県と市との協議、先ほど議員のほうからは、大した交渉はしていないというようなことを伺いましたが、私どもとしましては、これまでの県との全定分離に関しての県要望等を踏まえて、幾度となく協議を重ねてまいりました。このたびのこの伊丹市の負担金につきましても、協議の結果、やっと協議書を締結する方向に至ったというところでございます。それに伴いまして、今回、議員各位に御提案をさせていただいて、議決の後は協定書を結び、そして負担金を支払うというような形にさせていただきたく上程させていただいているところでございます。

ですから、今回の御提案に基づいて、議員の皆様方には十分御議論をいただきまして、そして御判断を仰ぎたいと考えておりますので、3月の議会への提案ということではなく、今回の議会で皆さん方の協議の結果、御審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。